

地球温暖化対策計画制度及び
目標設定型排出量取引制度における
エネルギー起源CO₂排出量算定ガイドライン
(改正点)

No	ページ	項目	改正内容
1	P1	第1部第1章 本ガイドラインの目的 1 本ガイドラインの目的	令和5年3月に改正した実行計画に合わせて、削減目標を修正
2	P62	第2部第4章 燃料等使用量の把握 2 具体的な方法 (3) 燃料等使用量の単位換算 エ 他人から供給された熱	他人から供給された熱の算定において、還流水の熱量に関する記載を、SI単位を標準とした記述に変更
3	P98	第3部第1章 基準排出量の算定 1 考え方 (3) 排出量が標準的でないと知事が認める年度 ア 次のいずれかの状況にあること	基準排出量の決定において排出量が標準的でないと知事が認める年度の状況のうち、「事業所の活動開始の日を含む年度から4年度目までに実施した削減対策の効果が現れたために排出量が減少した状況（基準排出量の対象年度が当該4年度目までの場合に限る。）」について、既築の事業所にも対象を拡大し、削減期間の開始年度を基準にした表記に修正